

令和4年(ワ)第449号 航空法73条の4第5項、運送約款第14条第1項に基づ
く降機等命令取消等請求事件

原告 谷本誠一

被告 株式会社AIRDO 外1名

答 弁 書

令和4年11月4日

広島地方裁判所民事第3部合3ア係 御中

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋2-1-5

S-G I a n z K U D A N B L D . 4階

栗澤・山本法律事務所(送達場所)

TEL 03-6261-7833

FAX 03-6332-9848



被告訴訟代理人弁護士 栗澤方智



同 高津花衣



同 白川美穂

目次

第1 請求の趣旨に対する答弁	3
第2 請求の原因に対する認否	3
1 第一について	3
2 第二の一（「命令等が発せられるまでの経緯」）について	3
3 第二の二（「被告AIRDOに対する質問とこれに対する回答」）について	8
4 第三の一（「着用義務の不存在」）について	11
5 第三の二（「科学的根拠の不存在」）について	12
6 第四（「本件各命令の取消請求（請求の趣旨第1乃至第2項）」）について	13
7 第五（「マスク不着用のまま航空機に搭乗できる権利の確認（請求の趣旨第3項）」） について	14
8 第六（「損害賠償（請求の趣旨第4項）」）について	17
第3 被告の主張	17
1 本件の事実経緯	17
2 請求の趣旨一に係る訴え（本件中止命令の取消し）は却下されるべきであること	28
3 請求の趣旨二に係る訴え（降機命令の取消し）は却下されるべきであること	30
4 請求の趣旨三に係る訴え（マスク不着用で搭乗する権利の確認の訴え）は却下さ れるべきであること	30
5 請求の趣旨四に係る訴え（損害賠償請求）は棄却されるべきであること	31
第4 求釈明	32

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

- (1) 原告の請求の趣旨一乃至三に係る訴えをいずれも却下する
- (2) 上記訴えに係る訴訟費用は原告の負担とする

2 本案の答弁

- (1) 原告の被告株式会社AIRDOに対するその余の請求をいずれも棄却する
- (2) 上記請求に係る訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 第一について

(1) 同一について

原告が令和4年2月6日から本答弁書提出日まで広島県呉市議会議員及び政治団体自然共生党の党首であることは認め、その余は不知。

(2) 同一について

認める。

(3) 同一について

釧路空港に北海道警察釧路方面釧路警察署の空港警備派出所が設置されていることは認め、その余は不知。

2 第二の一（「命令等が発せられるまでの経緯」）について

(1) 同一について

原告及び訴外高橋清隆氏（以下「高橋氏」といい、原告と合わせて以下「原告

ら」という。)が、令和4年2月6日、被告株式会社AIRDO (以下「被告AIRDO」という。)が運航する航空便 (AIRDO72便、午前9時50分釧路空港発、羽田空港行。以下「本件航空機」という。)に搭乗しようとして、原告らの見送り人が釧路空港の被告AIRDOのチェックインカウンターにおいて搭乗券の発行手続を開始したことは認め、その余は不知。

(2) 同2について

不知。

(3) 同3について

不知。

(4) 同4について

同第1文は不知。

同第2文のうち、原告らが、令和4年2月4日に、訴外全日本空輸株式会社 (以下「訴外ANA」という。)が運航する航空便 (ANA377便、羽田空港発、中標津空港行。以下「往路便」という。)の後方の座席にマスク、フェイスシールド、マウスシールド、その他鼻と口を常時覆うもの (以下、合わせて「マスク等」という。)を未着用のまま搭乗したことは認め、訴外ANAが被告AIRDOの親会社であることは否認し、その余は不知。

被告AIRDOは訴外ANAの持株会社である訴外ANAホールディングス株式会社から出資を受けているが、その割合は令和4年3月末日時点で13.61%であり、同社及びもとより訴外ANAも、被告AIRDOの親会社ではない。

なお、原告らは、往路便においては「顔面神経痛」との申告をして、マスク等未着用のまま搭乗している。

(5) 同5について

不知。

(6) 同6について

同第1文のうち、原告らの見送り人が、被告AIRDOのチェックインカウンターの係員らに対し、午前9時30分頃まで、原告らがマスク等未着用で本件航空機に搭乗することを求めたことは認め、その余は不知。

同第2文のうち、原告らが被告AIRDOのチェックインカウンターに赴き、同カウンターの係員らと直接会話をしたこと、及び、同カウンターの係員らが原告に対して本件航空機の最後尾窓側の25F席を、高橋氏に1つ前の24F席を、それぞれ指定した搭乗券を発行したことは認め、その余は否認する。当該係員らは「マスク不着用のままでの搭乗を受け入れ」ていない。詳細は後記第3-1において述べる。

同第3文のうち、原告らがチェックインカウンターの係員に案内され保安検査場へ向かったことは認め、その余は知らないし否認する。後記第3-1記載のとおり、当該係員は、大声で話し続け搭乗手続に関する説明を聞こうとしない原告ら及び見送り人に対し、「今手続き致します。」という趣旨の発言をしたものの、「あなた方が乗るまでは出航することはありませんので、ご安心ください。ついては私が責任を持つて、ご案内いたします」と述べたことはない。

(7) 同7について

認める。

(8) 同8について

同第1文は認める。

同第2文のうち、原告らが、客室乗務員に対し、原告が主張する「国土交通省

の見解」を伝えたこと自体は認めるが、かかる見解が国土交通省の正式な見解であるかも知れ、その内容については知らず、その余は否認する。被告AIRDOの客室乗務員は、原告らから、「カウンター職員がマスク不着用のまま搭乗できると明言していた」とは伝えられていない。

同第3文のうち、原告らが客室乗務員に対し、マスク等未着用のまま搭乗できるよう求めたことは認め、その余は否認ないし争う。本件航空機の客室乗務員等が原告らにマスク等の着用を求めたことは、後述するガイドライン等を踏まえ、被告AIRDOの国内旅客運送約款（乙1。以下「約款」という。）7条に基づき指示として行った正当な業務行為であり、契約の不履行には当たらない。

(9) 同9について

認める。

(10) 同10について

同第1文のうち、客室乗務員が、原告らに対し、本件航空機の機長名義の命令書を交付したこと（以下、甲1号証によるかかる命令を「本件中止命令」という。）、その際、空港職員及び警察官が本件航空機の機内にいたことは認め、「空港職員及び警察官を臨場させた上で」との主張が、客室乗務員が当該命令書の交付のために空港職員及び警察官の臨場を求めたとの趣旨であれば、かかる目的については否認する。被告AIRDOの客室乗務員が、本件中止命令に係る命令書（甲1）の交付のために、空港職員及び警察官の同席ないし臨場を求めた事実はない。

同第2文は認める。

(11) 同11について

同第1文のうち、本件中止命令に係る命令書（甲1）の交付後、原告が、「マスクを付けるからいいでしょ。」というような発言をしたという範囲で認め、その余

は不知。なお、後記第3-1記載のとおり、当該発言の前に、既に、原告らの言動により、約款14条1項3号(ニ)「他の旅客に不快感を与え、又は迷惑を及ぼすおそれのある場合」、(ホ)「当該旅客自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼすおそれのある場合」及び(チ)「会社係員の業務の遂行を妨げ、又はその指示に従わない場合」に該当する状況は発生しており、また、かかる時点においてマスク等を着用しても、約款14条1項3号(ニ)、(ホ)及び(チ)に該当した事実は覆らないのはもちろんのこと、本件航空機の安全な運航に必要な秩序を回復することも到底できない状況にあった。

同第2文のうち、原告が自ら席を立って降機したことは認め、その余は不知。

同第3文は認める。

(12) 同12について

本件航空機の機長が、原告に対し、航空法73条の4第5項に基づく本件中止命令を発令し、被告AIRDOの客室乗務員が原告に本件中止命令に係る命令書(甲1)を交付したことは認め、その余はすべて否認し争う。

本件中止命令は航空法73条の4第5項に基づく安全阻害行為等(航空法73条の3にいう「当該航空機の安全を害し、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産に危害を及ぼし、当該航空機内の秩序を乱し、又は当該航空機内の規律に違反する行為」をいう。以下同じ。)の中止を命ずるものであるところ、かかる命令が一定の行為の反復・継続の中止を命ずるものであって、降機を命ずるものでないことは、本件中止命令に係る命令書(甲1)の記載から明らかであり、かつ、後記第3-1記載のとおり、同命令書の交付の際、客室乗務員は原告らに対しその内容を読み上げたのであるから、原告らにとって降機命令でないことは明白であった。

また、「原告自ら搭乗契約を破棄せざるを得ないように仕向けた」との主張については、後記第3-1のとおり、被告AIRDOが、原告らの行為が約款14条

1 項 3 号 (ニ)、(ホ)及び(チ)に該当することを理由に、原告らの搭乗を拒否したものであって、原告に搭乗契約の破棄を仕向けたなどということはない。

なお、後記第 3 - 1 記載のとおり、本件中止命令の発令に先立ち、被告 A I R D O の客室乗務員が、本件航空機内で対応に当たっていた警察官に対し、命令書の雛形を提供し、同警察官において原告らにこれを示したことはあるが、被告 A I R D O 又は本件航空機の客室乗務員若しくは機長は、同警察官から命令を行うよう要請を受けたことはない。

(13) 同 1 3 について

被告 A I R D O が約款に基づき原告らの搭乗を拒否したとの限りにおいて認める。

後記第 3 - 1 記載のとおり、被告 A I R D O は、原告らが客室乗務員らによるマスク等着用指示に従わず、客室乗務員らに対する罵声、威嚇、撮影等の行為に及んでいたため、約款 1 4 条 1 項 3 号(ニ)、(ホ)及び(チ)に基づいてその搭乗を拒否したものである。なお、被告 A I R D O が約款に基づき搭乗を拒否してもなお、原告らが本件航空機から任意に降機しない場合、原告らに刑法上の業務妨害罪が成立するなどして、現行犯逮捕の上で管轄警察署の司法警察員に引致され、司法警察員により留置の当否が検討されることとなるが、本件においては搭乗拒否を受けて原告らが自発的に降機したものである。

3 第二の二（「被告 A I R D O に対する質問とこれに対する回答」）について

(1) 同 1 について

高橋氏が、被告 A I R D O に対し、令和 4 年 3 月 3 日付の「公開質問状」と題する文書を送付したこと、及び、当該文書において、同氏が、被告 A I R D O に対し、訴状記載の質問事項 1 乃至 4 の質問をしたことは認め、その余は不知。

(2) 同2について

認める。

(3) 同3について

否認ないし争う。

原告らが本件中止命令の対象である安全阻害行為等を行ったことは、後記第3
—1記載のとおりである。

なお、原告が主張する「本件各命令」とは、請求の趣旨第1項記載の「令和4
年2月6日午前10時46分にAIRDO72便機長が原告に対してなした航
空法73条の4第5項に基づく命令」及び同第2項記載の「令和4年2月6日、
AIRDO国内運送約款第14条第1項第3号に基づく降機命令」を指す趣旨で
あると考えられるところ、前記2(12)及び後記第3—1のとおり、本件航空機の
機長は本件中止命令を発令したが、被告AIRDOによる搭乗の拒否は約款14
条1項3号(ニ)、(ホ)及び(チ)に基づくものであって、原告が主張するところの
「降機命令」ではない。

(4) 同4について

原告らが本件航空機の最後部座席への搭乗を要望し、被告AIRDOが原告ら
に最後部座席を指定した搭乗券を発行したこと、及び当該座席の隣2席に他の旅
客が着席していなかったことは認め、その余は否認ないし争う。

(5) 同5について

否認ないし争う。

後記第3—1記載のとおり、原告らは自ら席を立て本件航空機を降機したの
であって、被告AIRDOが原告らを強制的に降機させたことはない。

また、約款14条1項3号(ニ)、(ホ)及び(チ)に基づく搭乗拒否は、航空法7

3条の4第1項に基づく降機命令ではない。補足すれば、同条同項の降機命令は、「離陸のため当該航空機のすべての乗降口が閉ざされた時から着陸の後降機のためこれらの乗降口のうちのいずれかが開かれる時までに、航空機内にある者が安全阻害行為等をし、又はしようとしてしていると信ずるに足りる相当な理由があるとき」に行うことができるものであるところ、原告らが安全阻害行為を行ったのは本件航空機の乗降口が閉ざされる前であり、そもそも降機命令を発令する前提を欠いているのであるから、被告AIRD Oによる搭乗拒否を同条同項に基づく降機命令とみる余地はない。なお、被告AIRD Oが約款に基づき搭乗を拒否してもなお、原告らが本件航空機から任意に降機しない場合、原告らに刑法上の業務妨害罪が成立するなどして、現行犯逮捕の上で管轄警察署の司法警察員に引致され、司法警察員により留置の当否が検討されることとなるが、本件においては搭乗拒否を受けて原告らが自発的に降機したものである。

(6) 同6について

同第1文のうち、原告がマスク等未着用のまま本件航空機に搭乗しようとしたこと、被告AIRD Oが原告らに対し最後尾の座席を指定した搭乗券を交付したこと、及び本件航空機の機長が航空法73条の4第5項に基づく命令を発令したことは認め、その余は知らないし否認する。後記第3—1記載のとおり、被告AIRD Oは、原告らが、約款7条の定めに反しマスク等着用指示に従わず、罵声、威嚇、撮影等に及んだこと等をもって、乗務員の職務を妨害し、本件航空機の安全の保持等に支障を及ぼすおそれのある行為をしたとして、本件中止命令に係る命令書（甲1）を交付し、また、約款14条1項3号(二)、(ホ)及び(チ)に基づき搭乗を拒否したものである。

同第2文及び第3文は否認ないし争う。本件航空機の機長による本件中止命令及び被告AIRD Oによる原告らの搭乗の拒否は、航空法及び約款に基づく正当な業務行為であり、「義務でないことを行わせる行為」、原告が主張するような自

由を侵害する行為、及び憲法92条に反する行為などでは到底ない。

(7) 同7について

被告AIRDOの客室乗務員が原告らに対し、「マスク等を着用しなければ搭乗をお断りすることになる」と伝えたという範囲で、また警察官が原告らに対し、マスク等は昨今の状況下では常識であり、マスク等を着用してほしいと依頼したという範囲で認め、その余は否認ないし争う。

上記発言は約款に基づく搭乗拒否の可能性や我が国における一般常識を伝達するものに過ぎず、これらが脅迫や強要と評価される余地は全くない。

4 第三の一（「着用義務の不存在」）について

(1) 同記載のうち、①原告が指摘する新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）の各規定の存在及びその文言、②新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「特措法施行令」という。）の各規定の存在及びその文言、③令和2年4月13日付「使用の制限等の要請の対象となる施設に係る留意事項等について」と題する事務連絡の存在、④北海道におけるまん延防止等重点措置が令和4年1月27日から同年3月21日まで適用されたこと、並びに⑤航空機は特措法施行令11条各号に規定する使用の制限等の対象となる「施設」に該当しないことは認め、その余はすべて否認ないし争う。

(2) 特措法31条の6第1項は、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施すべき事態において、都道府県知事が、その定める期間及び区域において、「措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者」に対し、営業時間の変更その他特措法施行令5条の5に定める措置を講ずるよう要請することができ旨を定めるものである。

この点、被告AIRDIOは、北海道における令和4年1月27日から同年3月21日までの間のまん延防止等重点措置に際して、都道府県知事から営業時間の変更その他特措法施行令5条の5に定める措置を講ずるよう要請されていない。本件における被告AIRDIOによる原告らに対するマスク等の着用の指示は、約款7条に基づくものであって、特措法及び特措法施行令に基づくものではないから、この点に関する原告の主張は本件と何ら関係がない。

なお、特措法45条2項は、新型インフルエンザ等緊急事態において、特定都道府県知事が施設管理者等に対し特措法施行令12条に定める措置を講ずるよう要請することができる旨を定めるものであるが、令和4年2月6日時点で北海道に緊急事態宣言は発令されていなかったのであるから、この点に関する原告の主張も本件とは無関係である。

5 第三の二（「科学的根拠の不存在」）について

(1) 同1（「有用性について」）について

ア 同(1)及び(2)について

不知。

イ 同(3)について

同第1文は不知。

同第2文及び第3文は知らないし否認する。

ウ 同(4)及び(5)について

本件の請求原因と直接の関係がない原告の信念を述べるものに過ぎず、認否の必要を認めない。

エ 同(6)について

原告が指摘する令和3年12月21日付行政文書不開示決定通知書（甲2）の存在及びその内容は認める。

オ 同(7)について

不知。

(2) 同2 (「安全性について」) について

すべて不知。

6 第四 (「本件各命令の取消請求 (請求の趣旨第1乃至第2項)」) について

(1) 同一 (「マスク不着用と安全阻害行為」) について

ア 同1について

令和3年8月27日、当時の国土交通大臣であった赤羽一嘉氏が会見を行ったこと、及びその際に記者との間で原告主張に係る質疑応答がなされたことは認める。

イ 同2について

否認ないし争う。

被告AIRDOは、約款7条に基づく指示として原告らに対しマスク等の着用を求めたのであって、かかる行為は正当な業務行為といえるものであるから、刑法223条に定める強要未遂罪及び航空法151条に定める機長職権濫用罪は成立しない。

(2) 同二の (「本件各命令に先立つマスク強要行為」) について

ア 同1について

否認ないし争う。

被告AIRDOは、後述するガイドライン等を踏まえ、約款7条に基づき正当な業務行為として原告らに対しマスク等の着用を求めたのであり、かかる行為は違法たり得ない。

イ 同2について

被告AIRDOの航空機内の空気は約3分で入れ替わることは認め、その余

は不知ないし否認する。

ウ 同3について

否認ないし争う。

本件中止命令の発令及び原告らの搭乗の拒否は、被告AIRD0の正当な業務行為としての約款7条に基づく指示に原告らが反したことに加え、原告らが罵声、威嚇、撮影等に及んだこと等を理由としてなされたものであるから、違法性が認められる余地はない。

(3) 同三（「行政処分性」）について

否認ないし争う。

前記2(12)等のとおり、約款14条に基づく搭乗拒否は降機命令ではない。また、機長による航空法73条の4第5項に基づく命令が、「行政庁たる機長による行政処分」でないことは、後記第3－2記載のとおりである。

(4) 同四（「訴への利益」）について

原告が自発的に本件航空機から降機したことは認め、その余は否認ないし争う。

7 第五（「マスク不着用のまま航空機に搭乗できる権利の確認（請求の趣旨第3項）」について

(1) 同一（「国による指導怠慢」）について

国の不作為については本件と直接的な関係がない主張であり、主張自体が失当というべきであるから、認否の必要を認めない。

(2) 同二（「被告釧路警察署によるAERD0との実質的共謀」）について

ア 同1のうち、釧路空港に北海道警察釧路方面釧路警察署の空港警備派出所が設置されていること及び同派出所の警察官1名が本件航空機に臨場したこと

は認め、その余は否認ないし争う。

イ 同2のうち、原告が、「今出発しないと間に合わない。マスクを付けるからいいでしょ。」という趣旨の発言をしたこと、これに対し釧路空港の旅客責任者が搭乗拒否の判断は覆らないことを原告に伝えたこと、及び原告らが自ら座席を立て降機したことは認め、その余は知らないし否認する。

(3) 同三（「確認の利益」）について

同1のうち、国の不作為を述べる部分については本件と直接的な関係がない主張であり、認否の必要を認めない。

その余はすべて否認ないし争う。

(4) 同四（「小括」）について

ア 同1のうち、「原告らは料金を支払い、搭乗手続きを済ませ、保安検査場を通過して機内に入り、予め航空会社が指定した座席に座っていた」こと、被告AIRDOが原告らに対し本件航空機の最後尾の座席を指定したこと、及び国土交通省がマスク等をしなければ搭乗できないとの指導をしていないことは認め、その余はすべて否認ないし争う。

なお、後記第3-1記載のとおり、被告AIRDOをはじめとする航空会社は、定期航空協会（乙6）及び一般社団法人全国空港事業者協会（乙7。令和4年5月19日の改称前の名称は「一般社団法人全国空港ビル事業者協会」。）が定める「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（乙2）に基づき、マスクを着用していない旅客についての対応を定めているところ、当該ガイドラインは、首相官邸の新型コロナウイルス感染症対策本部作成に係る「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及びこれに基づく国土交通省の対応を受けて定められたものであり（乙3）、厚生労働省も、当該ガイドラインを踏まえ航空会社の運送約款に基づきマスク未着用客の搭

乗を断る場合があることを認めている（乙4）。

被告AIRD0は、かかるガイドラインを踏まえ、約款7条に基づき原告らに対しマスク等着用の指示をしたところ、原告らがこれに従わず、罵声、威嚇、撮影等の安全阻害行為等に及んだものであって、原告らは明らかに被告AIRD0との間の旅客運送契約に反している。むしろ被告AIRD0としては、原告らのこれらの行為により、他の旅客に対する「定時に安全にすべてのお客様を目的地まで届ける義務を遂行」し得ない状況となっていた。

イ 同2は否認ないし争う。

被告AIRD0が自らの債務を履行しなかったという事実はなく、「原告らに義務無きことを行わせようと執拗に付きまとった」こともない。原告らが被告AIRD0の事実上の支配下にあつたともいえず、監禁との評価はあり得ない。

ウ 同3の第1文のうち、(少なくとも離陸のため当該航空機のすべての乗降口が閉ざされた時から着陸の後降機のためこれらの乗降口のうちいずれかが開かれる時までの間は)機長が当該航空機の運航と安全に関する最終的な権限と責任を有すること、原告らの名誉感情が一般論として法的保護に値すること、及び被告AIRD0が「原告らの名誉を棄損する具体的事実の適示（例えばお客様は間違っているとか、非常識だとか、他人に迷惑をかけているなどの発言）」をしていないことは認め、その余は否認ないし争う。

後記第3-1において述べるとおり、原告らは約款7条に基づき被告AIRD0の指示に違反し、かつ、罵声、威嚇、撮影等を行い、機内の秩序を乱した結果、正当な業務行為として機長による本件中止命令の発令及び被告AIRD0による搭乗拒否に至ったものであって、被告AIRD0が違法に原告らの社会的評価を低下させたなどというのではない。

エ 同4は争う。

オ 同5は認否の必要を認めない。

8 第六（「損害賠償（請求の趣旨第4項）」について

(1) 同一について

被告AIRDOが本件中止命令を発令したことは否認する。本件中止命令が発令されたこと自体は認めるが、同命令は、航空法に基づき機長の権限により、機長が発令したものである。

被告AIRDOがマスク等の着用を「強要」したこと、及び原告の主張する降機命令を発令したことは否認する。理由は既に述べたとおりである。

国の不作為をいう部分については、本件と無関係であり、認否の必要を認めない。

(2) 同二乃至四について

後記第4の求釈明に対する原告の回答を待って認否する。

第3 被告の主張

1 本件の事実経緯等

(1) 緒言

原告は、訴状第二（「被告AIRDOがなした命令等」）において本件の事実経緯なるものを主張するが、そもそも原告が主張する事実には誤りがあり、かつ不十分である。

以下では、まず航空業界におけるマスク着用に関するガイドライン及びこれを受けた被告AIRDOの一般的対応等について述べた上で、本件の具体的な事実経緯について主張及び立証する（乙5の1乃至4）。

(2) 本件ガイドライン等

ア 我が国の航空運送事業者各社を協会員とする業界団体である定期航空協会

(乙6) 及び一般社団法人全国空港事業者協会(乙7)は、「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(以下「本件ガイドライン」という。乙2)を定めている。

イ 本件ガイドラインは、首相官邸の新型コロナウイルス感染症対策本部作成に係る「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及びこれに基づく国土交通省の対応を受けて定められたものであり(乙3)、厚生労働省も、本件ガイドラインを踏まえ航空会社の運送約款に基づきマスク未着用客の搭乗を断る場合があることを認めている(乙4)。

ウ 被告AIRDOをはじめとする航空会社各社は、本件ガイドラインに基づき、マスクを着用していない旅客についての対応を定めているところ、本件ガイドラインにおいては、「航空機内における感染拡大予防策」として、「旅客に会話をなるべく控えることを呼びかけるとともに、マスクの着用を要請すること(乳幼児を除く)。なお、マスクが着用できない場合は、搭乗前に航空会社に相談するように周知し、相談があった場合は、マスクに準じる対策の要請等、適切に対処すること。」、「旅客がマスクの着用を拒み、乗務員の業務の遂行を妨げ、その指示に従わない等の場合(乗務員が事情を伺っても意図的な無視・沈黙がなされ、適切な対応を取ることができない、など)には、航空会社の判断により搭乗拒否する可能性があることを、旅客に対して事前周知すること。」と定められている(乙2・13頁)。

エ また、定期航空協会は、「飛行機を安心してご利用いただくための航空会社からお客さまへのお願い」と題する案内文書を作成の上、各航空会社に配布し、各航空会社は、これを自社との連名による旅客向けの周知文書(以下「本件周知文書」という。)として、自社ホームページに掲載する、チェックインカウンターあるはその周辺に掲示する、チェックインカウンターでの搭乗手続きに際し旅客に提示する等の方法により、公表・周知している(乙8)。

同文書には、マスク等の未着用を認め得る「健康上の理由」として、「①呼吸

困難や呼吸による胸や背中での痛みを伴う場合、②かぶれ、腫れ、痛みなど、外的な刺激を伴う場合、③圧迫感、不安感、パニックに陥るなど、精神的な苦痛、感覚異常や神経過敏を伴う場合」が定められている。

オ 本件ガイドライン及び前記定期航空協会の案内文書を受け、被告AIRDOの内規(乙9)上、マスクを着用していない旅客については以下の対応を採ることとなっている。

すなわち、同内規によれば、搭乗を希望する旅客について、鼻と口が常時覆われていないか又は何も着用していない場合には、①定期航空協会及び被告AIRDO名義の本件周知文書(乙8)を交付し、マスクの着用を要請する、②当該旅客がマスクの着用を拒否した場合、未着用事情を確認する、③未着用の理由が「健康上の理由」ではない場合にはマスクの着用に代わる代替手段(フェイスシールドやマウスシールド等、鼻と口が常時覆われているものの着用をいう。)を提案する、④当該旅客がマスク等の着用を拒否した場合、約款7条に基づきマスク等の着用を指示する、⑤当該旅客がマスク等の着用を拒否した場合、約款14条に基づき搭乗を断ることとされている。

(3) 原告らによる本件航空機の搭乗手続について

ア 令和4年2月6日午前9時15分頃、マスクを着用していない男性(氏名不詳。以下「見送り人A」という。)が、原告らの本件航空機に係る搭乗手続のため、釧路空港内の被告AIRDOのチェックインカウンターに現れた。

イ 見送り人Aは、当時、同カウンターで搭乗手続等の地上旅客業務を行っていた係員(なお、被告AIRDOは、訴外ANAに対し、被告AIRDOの業務の一部を委託しており、当該業務のうち釧路空港における地上業務については、訴外ANAが訴外三ツ輪エアサービス株式会社(以下「三ツ輪エアサービス」という。)に再委託していた。すなわち、当該係員は同社の従業員であり、また、

以下、本件に係る地上旅客業務は全て同社の従業員が行っている。)に対し、原

告らの本件航空機に係る搭乗手続をして欲しいこと、原告らは搭乗に際し「職員であるからマスクを着用できない」こと、及び座席は周りに人がいない後方を指定してほしいこと等を述べた。

ウ この際、見送り人Aは、併せて「往路において羽田空港から搭乗した際はマスクを着用せずに搭乗した」旨を述べた。

エ 当時、前記係員と同じく地上旅客業務に従事していた三ツ輪エアサービスの従業員である川口祐賀子氏（以下「川口係員」という。）及び前記係員は、前記見送り人Aの要望に対し、本件ガイドライン及び前記(2)の対応フローに基づき対応すべく、前記係員が、見送り人A及び同人に続きチェックインカウンターに現れたマスクを着用していない女性（氏名不詳。以下「見送り人B」といい、以下、見送り人Aと併せ「見送り人ら」という。）に対して、本件周知文書を交付しようとした。しかしながら、見送り人らは、当該文書の受領を拒否し、「あなたのことは訴えたくないから、早く手続を進めるために責任者が対応してほしい」などと述べた。

オ また、見送り人らは、川口係員による、健康上の理由がない限り、マスク等を着用頂く必要があり、着用頂けない場合には搭乗できない等の説明に対し、「職員だから」マスク等は着用できない、「健康上の理由と申告すれば簡単に搭乗手続をできると理解しているもの、いわゆるノーマスク活動をしているのでマスクは着用できない」と述べ、これらの着用を頑なに拒んだ上、「搭乗後の予定が詰まっているため、搭乗できなかつたら『すごい損害』になり、『大変な事』になる」、「あなたたちが悪い訳じゃないけど乗れないと賠償請求という話も出てくる」等と早口で述べた。

カ 前記見送り人らの反応を受け、川口係員らは、いったんチェックインカウンターを離れて旅客事務所に戻り、三ツ輪エアサービスの上司者らに、どのように対応すべきか相談した。

同社の上司者らは、見送り人らの言動、特に見送り人らが、原告らは、往路

においてはマスク等を着用せずに搭乗したと申告していたこと等を踏まえ、原告がいわゆるノーマスク活動をしていること等が、本件周知文書における「健康上の理由」のうち「精神的な苦痛」を伴う場合に該当するものとして、他の旅客と離れた座席を指定することでマスク等未着用のままの搭乗を認めることとし、川口係員らに、搭乗手続を行うよう指示した。

もともと、本件周知文書において、「精神的な苦痛」とは、「圧迫感、不安感、パニックに陥るなど」の例示からも明らかなおり、マスク等の着用によって精神的ないし身体的な不調を来すような場合を意味しており、ノーマスク活動をしていること自体は、ここでいう「精神的な苦痛」に該当するとの解釈は困難であったといえる。なお、前記のとおり、原告らは、往路便においては、「顔面神経痛」との申告をして、マスク等未着用での搭乗を認められている。キ 午前9時35分頃、前記の指示を受けた川口係員らが、再びチェックインカウンターに向かったところ、チェックインカウンターの前には、見送り人らのほか、原告ら本人も待機していた。

川口係員は、原告ら及び見送り人らに対して搭乗手続をする旨を伝え、搭乗手続を開始したものの、原告は、川口係員らに対し、「早く乗せろ!」、「搭乗できなかつたらどうするんだ、すごい損害になるぞ!」、「差別だ!」等との発言を、旅客事務所の鉄のドア越しに聞こえるほどの大声で威圧的に繰り返し返した。原告のこのような言動を受け、川口係員は、「今後も損害賠償などのお話をされると脅迫と取られかねないのでお気を付けください。」と伝えたところ、見送り人らは口々に「脅迫ではない」と言いつつ、見送り人Bは川口係員に対し、同人の「発言を録音している」旨を申し向けた。

ク 川口係員は、原告が前記のような発言を繰り返し、川口係員の説明を聞くとしないうちに、原告に対し、「今、手続き致します」という趣旨の発言をし、併せて、手続後に搭乗口まで案内する旨も伝えた。

なお、原告は、被告A I R D O Oのチェックインカウンターの職員が、「あなた

方が乗るまでは出航することはありませんので、ご安心ください。ついては私が責任を持って、ご案内いたします」(訴状2頁)と述べたなどと主張するが、川口係員の発言内容は上記のとおりであり、川口係員らが、原告主張のような発言をした事実は一切ない。

ケ その後、川口係員は、搭乗券の交付を受けた原告らを、搭乗口まで案内した。

(4) 原告らの本件航空機の搭乗後の行動等について

ア 午前9時40分頃、本件航空機のチーフパーサー（機内の客室乗務員の責任者）であった被告AIRDDOの久保田智恵美氏（以下「久保田乗務員」という。）は、三ツ輪エアサービスの社員である搭乗ゲートの係員（以下「ゲート係員」という。）から、これから2名の旅客が搭乗する、当該旅客は健康上の理由でマスク等を未着用のままである、健康上の理由の詳細については追って説明する旨を伝えられた。

これを受け、久保田乗務員は、原告らが着席する予定の24F席及び25F席に近い席である23AB席及び22F席に着席していた旅客に対し、席の移動を提案するよう、本件航空機に勤務していた被告AIRDDOの他の客室乗務員らに指示した。該当の旅客3名は、上記提案及び依頼に従い、前方の座席に移動し、当該席移動の完了後の午前9時45分頃、原告らは本件航空機に搭乗した（なお、これらの座席の位置については、乙10号証のとおりである。）

イ 久保田乗務員は、前記原告らの本件航空機への搭乗後直ちに、ゲート係員から、原告らがマスク等を着用せずに搭乗するのは、いわゆるノーマスク活動をしていて、「精神的な苦痛」を伴う場合に該当すると判断されたためである旨を伝えられた。

久保田乗務員は、そのような活動をしていること自体は、マスク等未着用での搭乗が認められる「健康上の理由」としての「精神的な苦痛」を伴う場合には該当せず、したがって、原告らにマスク等の着用を要請する必要がある、原

告らがこれに応じない場合には搭乗拒否となる可能性があると考え、かような考えをゲート係員に伝えた。また、久保田乗務員は、本件航空機のコックピットで待機していた機長（以下「機長」という。）に、上記考えを伝えたところ、機長も同意見であった。

そのため、久保田乗務員は、他の客室乗務員1名に対し、原告らに対して、マスク等の未着用の理由を再度確認し、健康上の理由でない場合には、マスク等の着用を提案するよう指示した。

ウ 午前9時55分頃（なお、本件航空機の定刻出発時刻は午前9時50分であり、この時点で5分過ぎていた。）、久保田乗務員の指示を受けた当該客室乗務員は、原告らの座席に向かい、原告らに対し、「ご搭乗ありがとうございます。大変恐れ入りますが一つご提案がございます、マスク等の着用をお願いしてもよろしいでしょうか。」と話しかけた。

エ すると、それまで高橋氏と笑みを浮かべながら話していた原告が打って変わって怒り出し、座席から身を乗り出しながら「着用の法的根拠はあるのか。降ろすことなんてできないぞ。昨日国土交通省に聞いたんだ。録音機を聞け！」と言いながら、当該客室乗務員に向け録音機を勢いよく差し出し、高橋氏に向かって「おい、この客室乗務員が言ってることを録音しろ！」と述べた。

オ かかる原告の反応を受け、録音機を手持っていた高橋氏が録音を始めようとしたことから、当該客室乗務員は、「確認致します。」と述べていったん話を終了させ、本件航空機の前方へ戻ろうとした。

すると原告は、当該客室乗務員に対し、背後から、本件航空機のキャビン中央まで聞こえる程度の、怒鳴り声に近い大声で、「差別だろ！」と叫んだ。

カ 当該客室乗務員から前記のような原告らの言動について報告を受けた久保田乗務員は、客室乗務員の責任者として、改めて、原告らの座席に赴き、原告らに対し、マスク等の着用を依頼し、マスク等を着用いただけない場合には搭乗を認めることができないことを伝えたところ、原告は、「それは依頼ですよ

ね？強制ではないですよね？」、「昨日国土交通省に電話し乗れることを確認しているんですよ！」等とまくし立てるように述べ、原告らは、引き続きマスク等の着用を拒否した。

キ これを受け、久保田乗務員は、本件航空機の前方へ戻り、これらの対応状況を機長に報告すると共に、機側（航空機の出入口付近）に待機していたゲート係員を通じて釧路空港の旅客責任者（当日の旅客責任者は、三ツ輪エアサービスの山田雄一氏（以下「山田係員」という。）らであった。）にも同様に報告し、併せて、機長も、原告らについてマスク等未着用での搭乗が認められる「健康上の理由」としての「精神的な苦痛」を伴う場合には該当しないとの考えであったことを伝えた上で、搭乗拒否についての判断及び対応をするよう求めた。

なお、被告AIRDOの内規上、航空機の乗降口が閉ざされる前の時点では、約款に基づく旅客の搭乗の可否の最終判断は、搭乗地の空港の旅客責任者が実施することとされており（乙11・第6項。なお、乙11号証における「旅客デスクコントロール」とは、上記「搭乗地の空港の旅客責任者」をいう。）、そのため、久保田乗務員は、ゲート係員を通じて、三ツ輪エアサービスの釧路空港の旅客責任者に、上記のような報告及び依頼をしたものである。

ク その後、久保田乗務員からの前記依頼を受け、三ツ輪エアサービスの福田司氏（以下「福田係員」という。）らが機側に到着した。久保田乗務員は、福田係員らに対して原告らへの対応の経過を説明すると共に、ノーマスク活動をしていることは、マスク等未着用での搭乗が認められる「健康上の理由」としての「精神的な苦痛」を伴う場合には該当しないため、マスク等の着用指示に従わない場合は搭乗拒否になるのではないかという考えを伝え、併せて、客室乗務員がマスク等の着用を依頼したにもかかわらず、原告らが大声をあげる等し依然としてマスク等を着用しないため、機内に入って対応してほしいと要請した。

ケ 午前10時15分頃、久保田乗務員は、再度、原告らの座席へ向かい、マスク等を着用いただけない場合には搭乗を認めることができないこと、及びこれ

が最後の案内なることを原告らに伝え、マスク等の着用を指示した。しかしながら、原告は「降ろすことはできない。憲法違反だ。強要罪にあたる！」等とかなり強い調子で反論し、原告らは、依然としてマスク等の着用を拒否し続けたため、久保田乗務員は会話を終了し、本件航空機の前方へ戻ることとした。

コ その後、福田係員らが原告らの座席へ向かい、原告らに対し、福田係員が改めてマスク等の着用を指示した。しかし、原告は、「それは強制？要請？私は国土交通省に確認した。その録音を聞いて。」等と述べ、録音を再生し始めた。もっとも、福田係員が、かかる録音を5分程度聞いたところで、高橋氏が座ったまま振り返り、「マスクをしないといけない法律があるの？何条何項に書いている？それを示してくれないと」と等と福田係員に話しかけたことから、福田係員が録音を最後まで聞くことはなかった。

サ その後も原告らがマスク等の着用指示を拒否し続けたことから、福田係員は、原告らに対し、「健康上の理由では無くマスクを付けない場合、降機していただきます。」と伝えると、高橋氏が「それは、脅迫罪にあたる。知っていますか。」と述べ、原告らは依然としてマスク等の着用に応じなかった。

この間の原告らの福田係員に対する発言は、徐々に声が大きくなり、原告らから相次いで責め立てるような調子で繰り返されていたものであった。なお、少なくともこの時点において、高橋氏は手にボイスレコーダーを持っていた。シ その後も、原告は繰り返し「強要罪である」と述べ、高橋氏は、法的根拠について問いただす等し、この頃から、本件航空機の最前列の旅客も含め、本件航空機の旅客の多くが原告らを注視しているような状況であった。

ス 午前10時30分頃、当日の釧路空港における旅客責任者であった三ツ輪エアサービスの山田係員が、北海道警察釧路方面釧路警察署の空港警備派出所に所属する警察官（以下「警察官」という。）と共に、原告らの座席に到着した。

セ 警察官が、原告らに対し、マスク等の着用は昨今の状況下では常識であり、マスク等を着用しなければ搭乗できないことから、マスク等を着用してほしい

と述べたところ、高橋氏が、「マスクの着用は要請でありマスクの着用を義務付ける法律はない」、「マスクは着用しない」、「降機は法律上できない」、「法的根拠を示せ」等と大声で述べ、従前と同様の応答が繰り返された。

ソ 警察官は、久保田乗務員に原告らの威嚇的な言動を中止させる法的根拠を尋ね、久保田乗務員は警察官に対し、航空法に反する事態が生じた場合に発行する命令書がある旨を説明し、警察官に航空法73条の4第5項に係る命令書の雛形を提供した。

久保田乗務員からかかる雛形を受け取った警察官は、これを原告らに提示したが、高橋氏が「これは法律ですか？強要罪じゃないですか？」等と述べ、騒ぎが収まることはなかった。

タ なお、警察官到着後、原告らは立ち上がり、原告がスマートフォンにて何回も写真を撮影したりし、またキャビン最前列の旅客にまで聞こえるような大声で話し続けた。

このような状況であったため、本件航空機に搭乗している旅客の多くが後方を振り返り不安げに事態を注視しており、特に幼少期の旅客等は、終始聞こえる不穏なやりとりで怯えるようになっていた。

チ 久保田乗務員は、機長に対し、かかる状況を適時に報告していたところ、本件航空機の定刻出発時間から1時間が経過しても、原告らがマスク等の着用指示に応じず、また前記のような罵声、威嚇、撮影等の行為に及んでいたことから、機長の指示により、午前10時50分頃、原告らの行為等が安全阻害行為等に該当することを理由に、航空法第73条の4第5項に基づき本件中止命令に係る命令書（甲1）を交付した。

ツ 久保田乗務員は、前記命令書を持って、原告らに対し、「お客様の以下の行為に対し、航空法第73条の4第5項に基づき、当該行為を反復、又は継続してはならない、と命令します。『乗務員の職務を妨害し、航空機の安全の保持等に支障を及ぼすおそれのある行為をすること』と、命令書の記載内容を読み上げ

た。

久保田乗務員は、その後、命令書を手交しようとしたが、原告が受け取らなかったため、空いている座席25Dに命令書を置く形で交付した。

なお、本件中止命令に係る命令書(甲1)の読み上げの際、原告らは、久保田乗務員やその隣にいる警察官を映すような撮り方で、何枚もの写真を撮影していた。

テ 本件中止命令の発令を受け、原告は、「今出発しないと間に合わない。マスクを付けるからいいですよ。」というような発言をした。

しかしながら、既に、原告らの前記言動により、約款14条1項3号(ニ)「他の旅客に不快感を与え、又は迷惑を及ぼすおそれのある場合」、(ホ)「当該旅客自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼすおそれのある場合」及び(チ)「会社係員の業務の遂行を妨げ、又はその指示に従わない場合」に該当する状況は発生しており、また、原告らは既に長時間にわたりこれらの行為に及んでいたものであって、かかる時点においてマスク等を着用しても、約款14条1項3号(ニ)、(ホ)及び(チ)に該当した事実は覆らないばかりか、本件航空機の安全な運航に必要な秩序を回復することは到底できない状況にあった。

そのため、釧路空港の旅客責任者であった山田係員は、原告らに対し、「マスクをつけなければいいというような) そういう問題ではないので搭乗はできない」と述べて、搭乗を拒否する判断をした旨を伝えた。

ト 午前10時55分頃、山田係員の前記発言を受け、高橋氏は原告に対し、「先生そしたら、このまま捕まりましょ。釧路にも良い弁護士知ってますから。」と述べ、これに対し原告は「私は立場上捕まるわけにはいかないから、あなたが。」等と二人で会話をしながら荷物をまとめ、自ら座席を立て、マスクを着用しないまま降機した。

2 請求の趣旨一に係る訴え（本件中止命令の取消し）は却下されるべきであること

(1) 緒言

請求の趣旨一に係る訴えは、本件中止命令の取消しを求めるところ、かかる形成の訴えは、法律により個別的に認められ得るに過ぎず、民事訴訟法上一般に認められるものではない。

したがって、当該訴えは、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟（行政事件訴訟法3条2項）としてのみ、認められ得るといふべきであるが、いずれにせよ以下のとおり、行政事件訴訟法上の訴訟要件を欠くため不適法であり、却下されるべきである。

(2) 処分性の欠如

行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の対象は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たたる行為」（行政事件訴訟法3条2項）である。そして、「行政庁の処分」といえるためには、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為」であることが必要である（最判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁。乙12）。

この点、航空法73条の4第5項に基づく命令は、航空法に基づき、民間航空機の安全運航確保のため、私人たる航空運送事業者の機長に認められた権限に基づきなされるものであって、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為」とはいえない（その意味では、当該命令は被告AIRDOの法人としての行為でもない。）。

なお、行政事件訴訟法3条2項にいう「行政庁」とは、国又は公共団体から公権力の行使の権限を与えられている機関を含み、もともと国の権能に属する権限を法律によって付与されている限り、私法人であっても「行政庁」たり得る余地があるが（仙台地判昭和57年3月30日判例タイムズ46号69頁参照。乙13）、少なくとも航空法73条の4第5項に基づく命令は、航空機の管理者である機長が、私的領域である当該航空機内において、秩序維持等のために行使する

権限であり、かつ、その権限の内容も行為者に対して安全阻害行為等を「回復し、又は継続してはならない」旨を命ずるにとどまるのであるから、かかる権限は到底、もともと国の権能に属する権限とはいえず、この意味でも機長が「行政庁」に当たる余地はない。

以上より、機長による航空法73条の4第5項に基づく命令は「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為」には該当しないことから、「行政庁の処分」とはいえない。

(3) 狭義の訴えの利益（行政事件訴訟法9条1項の法律上の利益）の欠如

取消訴訟（行政事件訴訟法3条2項）は、「当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」が提起することができる（行政事件訴訟法9条1項）。

この点、航空法73条の4第5項に基づく命令は、特定の航空機の運航に当たり、当該航空機内における特定の行為の回復継続を禁止するものであるところ、本件中止命令の効果は、遅くとも、原告が本件航空機を降機し、原告が搭乗することなく本件航空機に係る運航が完了した時点で消滅している。

また、本件中止命令の発令を受け、原告は自ら座席を立ち降機しており、以後安全阻害行為等を継続していないから、航空法150条5号の4「第73条の4第5項の規定による命令に違反したとき。」に該当せず、原告に対して今後、同条に基づく罰金刑が科せられるおそれもない。

よって、原告には本件中止命令の取消しによって回復すべき「法律上の利益」（行政事件訴訟法9条1項、同項括弧書）はない。

(4) 小括

以上の次第であり、原告の請求の趣旨一に係る訴えは、訴訟要件を欠き不適法であるから、却下されるべきである。

3 請求の趣旨二に係る訴え（降機命令の取消し）は却下されるべきであること

請求の趣旨二に係る訴えは、原告が主張する「降機命令」の取消しを求めらるものであるところ、既に述べたとおり、被告AIRDOは（もとより本件航空機の機長も）、原告に対し、その主張する「国内運送旅客約款第14条第1項第3号に基づく降機命令」なるものを行っていない。

すなわち、被告AIRDOは、約款14条1項3号(ニ)、(ホ)及び(チ)に基づき原告の搭乗を拒否し、これに応じて原告が任意に降機したものである。航空法73条の4第1項に基づく降機命令は、「離陸のため当該航空機のすべての乗降口が閉ざされた時から着陸の後降機のためこれらの乗降口のうちのいずれかが開かれる時まで」の間において発令し得るものであるところ、本件中止命令及び原告の降機に至るまで、本件航空機の乗降口は閉ざされておらず、したがって航空法上の降機命令が発令される余地はない。

よって、原告の請求の趣旨二に係る訴えは、そもそも当該取消しの対象となる行為自体が存在しない以上、その余の訴訟要件を検討するまでもなく、訴訟要件を欠き不適法であるから、却下されるべきである。

4 請求の趣旨三に係る訴え（マスク不着用で搭乗する権利の確認の訴え）は却下されるべきであること

請求の趣旨三に係る訴えは、「マスク不着用で航空機に搭乗する権利」の確認を求めらるものであるところ、以下のとおり訴訟要件を欠くため、不適法であり却下されるべきである。

すなわち、請求の趣旨及び原因においては、訴訟物を特定識別するに足りる事実を記載してこれを明示しなければならぬ（民事訴訟法133条2項2号、民事訴訟規則53条1項）。

しかしながら、訴状第四の4に記載されている「民事上として、マスク不着用の

まま航空機に搭乗できる権利」とは、物権なのか契約上の権利なのか、いつの（過去か、将来か、現在か）、誰に対する何に基づく権利であるのか（締結済みの旅客運送契約に基づく権利であるのか、その他の契約や法令に基づく権利であるのか等）が不明確であり、到底、訴訟物を特定識別することができない。

よって、このような訴えはその余の訴訟要件を検討するまでもなく、不適法であるから、却下されるべきである（民訴法140条）。

5 請求の趣旨四に係る訴え（損害賠償請求）は棄却されるべきであること

(1) 緒言

請求の趣旨四に係る訴えについて、原告が被告AIRD Oの不法行為として主張するところは、訴状第六の二記載の「前記各行為」であるところ、この「前記各行為」は、同一記載の「マスク着用を強要した挙句、本件各命令を発出した」ことをいうものと理解される。

これらについては、以下のとおり原告の主張に不明瞭な点が存在し、このままでは被告AIRD Oとして適切な反論が困難であることから、詳細な主張は後記第4の求釈明に対する原告の回答を待って行うこととし、以下では被告AIRD Oの主張の概略のみ述べる。

(2) 「マスク着用を強要」した行為について

前記のうち、被告AIRD Oが、原告に対し、「マスク着用を強要した」ことについては、具体的な「強要」行為そのものが特定されていないため、後記第4記載の求釈明に対する応答を待って改めて反論するが、少なくとも、前記1記載のとおりに、被告AIRD Oは、原告において、客室乗務員らによるマスク等着用の指示に違反し、かつ、被告AIRD Oの客室乗務員らに対する罵声、威嚇、撮影等の行為に及んだことをもって、約款14条1項3号(ニ)、(ホ)及び(チ)に該当することを理由に、原告の本件航空機への搭乗を拒否したものであり、原告に対

しマスク等の着用それ自体を強要したものではない。

(3) 「本件各命令」について

また、原告が不法行為として挙げる「本件各命令」とは、原告の主張に係る「降機命令」及び本件中止命令を指す趣旨と理解されるが、まず、「降機命令」については、既に述べたように、かかる命令を発令した事実が存在しないから、主張自体が失当である。

他方で、本件中止命令については、その発令に至る経緯は前記1記載のとおりであって、原告が被告AIRDDOの客室乗務員らに対し罵声を浴びせ、威嚇し、また撮影を行ったこと、並びに原告がマスク等着用の指示に従わず機内の秩序を乱したことから、機長において、航空法73条の4第5項に基づき、かかる行為の反復継続を禁止する旨の本件中止命令を発令したものであり、いずれにせよ正当な業務行為といえるべきであるから、これが不法行為法上違法となる余地はない。

第4 求釈明

原告の主張には、以下のとおり不明瞭な点が存在することから、被告AIRDDOは御庁に対し、原告に対し以下の点を明らかとするよう求釈明をなされたく申し立てる。

- ① 原告が不法行為として主張するところの「マスク着用を強要した挙句、本件各命令を発出した」行為は、被告AIRDDOの法人としての不法行為を主張する趣旨か、あるいは被告AIRDDOの従業員の不法行為に基づく被告AIRDDOの使用責任を主張する趣旨か。
- ② 前記①において法人としての不法行為を主張する趣旨であるとすれば、被告AIRDDOの具体的ないかなる行為をもって不法行為と主張する趣旨か。
- ③ 前記①において使用者責任を主張する趣旨であるとすれば、被告AIRDDOのいかなる従業員の具体的ないかなる行為をもって不法行為と主張する趣旨か。

以上